

平成31年度川口市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度川口市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	285,500 戸
(2) 年間総給水量	64,843,000 m ³
(3) 一日平均給水量	177,200 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
ア 配水管整備事業	4,609,966 千円
イ 施設整備事業	674,078 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	12,369,512 千円
第1項 営業収益	12,016,659 千円
第2項 営業外収益	341,579 千円
第3項 特別利益	11,274 千円
支 出	
第1款 事業費	11,800,976 千円
第1項 営業費用	11,260,345 千円
第2項 営業外費用	502,033 千円
第3項 特別損失	8,598 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,397,167 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 438,782 千円、減債積立金 660,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,087,263 千円、当年度分損益勘定留保資金 211,122 千円で補てんするものとする。)。

収 入		
第 1 款	資本的収入	2,580,857 千円
第 1 項	企業債	2,300,000 千円
第 2 項	固定資産売却代金	84 千円
第 3 項	受託工事収入	206,300 千円
第 4 項	負担金	70,236 千円
第 5 項	補助金	4,237 千円
支 出		
第 1 款	資本的支出	6,978,024 千円
第 1 項	建設改良費	5,337,598 千円
第 2 項	企業債償還金	1,640,426 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水装置工事申請窓口業務委託	平成32年度から平成36年度まで	191,950 千円
検針・収納等業務委託	平成32年度から平成36年度まで	3,578,781 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水管 整備事業	2,300,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	年5%以内(ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定する事項による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 受託工事費 | 161,467 千円 |
| (2) 収益的支出の職員給与費 | 672,542 千円 |
| (3) 資本的支出の職員給与費 | 181,063 千円 |
| (4) 交際費 | 300 千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、131,087千円と定める。

平成31年2月15日提出

川口市長 奥ノ木 信夫